

他社からの契約切替えのお申込みを受け付けました。

この度は、他社からの切替えのお申込みをいただき、ありがとうございます。

ご登録いただいたメールアドレスにお申込み受付メールをお送りしました。

※お手続きの完了をお知らせするものではありません。

ご契約内容に関しては、ご使用開始後にお送りしますお知らせでご確認ください。

なお、お申込み内容を変更される場合は、当社コールセンターへご連絡をお願いいたします。

お客さまメールアドレス：hk@hk.jp-hero.com

お問い合わせの際には、下記WEB申込番号をお申し出ください。

WEB申込番号：W09-02064088

申込み内容

電気お切換え

供給地点情報

電気供給地点特定番号 09-0002-3349-5421-0000-0000

現在の電気お客さま番号 9019737475

現在の小売電気事業者 a u エネルギー & ライフ株式会社

ご契約内容（電気）

料金プラン スマートファミリープラン

2年契約割引 適用する

ご使用形態 住宅用

現在のご契約容量 30A

ご契約開始予定日 2024年4月24日

お客さま情報

コードご入力欄

お名前 (電気ご契約名義)	漢字 西原 博徳 フリガナ ニシハラ ヒロノリ
お申込み者と 契約名義人の関係	本人
電子メールアドレス	hk@hk.jp-hero.com
ご使用場所のご住所	864-0055 熊本県荒尾市日の出町9-27 アウローラ 203
ご契約電話番号1	携帯 090-9477-7539
ご契約電話番号2	携帯 080-6422-5515

お支払情報

お支払方法	クレジットカードによるお支払い
申込方法	WEB申込
クレジットカード	カード番号 **** - **** - **** -7017
お支払者	契約者と同一
支払先ご住所	使用場所と同じ
支払先の電話番号	契約電話番号と同一

その他

毎月の電気料金の確認方法	九電Web明細サービスで確認する
ご案内の受取方法	メール
メールアドレス	hk@hk.jp-hero.com

〈電気のご契約のご案内〉 必ずご確認ください!!

お客さまとの電気需給契約につきましては、電気供給条件・需給契約条件・特定小売供給約款・要綱の定めるところによります。詳細な内容は、営業所のほか、当社ホームページ（<https://www.kyuden.co.jp>）でもご確認ください。

なお、当社とのご契約に伴う個人情報の取扱いについては、「当社の個人情報の取扱いについて」（https://www.kyuden.co.jp/functions_privacy_index.html）でご確認いただけます。

電気事業法に基づく当社の供給条件等の説明です。大切に保管ください。

●料金プラン

標準的なプラン（一般のご家庭など）

契約容量	料 金 プ ラ ン	電 気 料 金 単 価 表																						
契約電流 10～60A 契約電流 決定方法 電流 制限器	スマートファミリー プラン 2年間継続して ご契約いただける お客さま 「2年契約割引」(年間▲777円(税込)) へのご加入がオススメ♪ (注)「従量電灯B」には燃料費調整に上限がある一方、「スマートファミリープラン」には上限がないため、燃料価格が高騰した場合には、「スマートファミリープラン」の方が燃料費調整額が高くなる可能性があります。そのため、お客さまのご契約状況や電気のご使用量等によっては、燃料費調整額を考慮しない試算でおトクになる場合でも、「スマートファミリープラン」のご加入によりおトクにならない場合があります。	<table><tr><th colspan="2">区 分</th><th>単位</th><th>単価(税込)</th></tr><tr><td colspan="2">基本料金(10Aあたり)</td><td>1契約</td><td>316円24銭</td></tr><tr><td rowspan="3">電力量料金</td><td>最初の120kWhまで</td><td>1kWh</td><td>18円37銭</td></tr><tr><td>120kWh超過300kWhまで</td><td>1kWh</td><td>23円97銭</td></tr><tr><td>300kWh超過分</td><td>1kWh</td><td>25円87銭</td></tr><tr><td colspan="2">最低月額料金</td><td>1契約</td><td>335円34銭</td></tr></table>	区 分		単位	単価(税込)	基本料金(10Aあたり)		1契約	316円24銭	電力量料金	最初の120kWhまで	1kWh	18円37銭	120kWh超過300kWhまで	1kWh	23円97銭	300kWh超過分	1kWh	25円87銭	最低月額料金		1契約	335円34銭
	区 分		単位	単価(税込)																				
基本料金(10Aあたり)		1契約	316円24銭																					
電力量料金	最初の120kWhまで	1kWh	18円37銭																					
	120kWh超過300kWhまで	1kWh	23円97銭																					
	300kWh超過分	1kWh	25円87銭																					
最低月額料金		1契約	335円34銭																					
	従量電灯B	<table><tr><th colspan="2">区 分</th><th>単位</th><th>単価(税込)</th></tr><tr><td colspan="2">基本料金(10Aあたり)</td><td>1契約</td><td>316円24銭</td></tr><tr><td rowspan="3">電力量料金</td><td>最初の120kWhまで</td><td>1kWh</td><td>18円37銭</td></tr><tr><td>120kWh超過300kWhまで</td><td>1kWh</td><td>23円97銭</td></tr><tr><td>300kWh超過分</td><td>1kWh</td><td>26円97銭</td></tr><tr><td colspan="2">最低月額料金</td><td>1契約</td><td>335円34銭</td></tr></table>	区 分		単位	単価(税込)	基本料金(10Aあたり)		1契約	316円24銭	電力量料金	最初の120kWhまで	1kWh	18円37銭	120kWh超過300kWhまで	1kWh	23円97銭	300kWh超過分	1kWh	26円97銭	最低月額料金		1契約	335円34銭
区 分		単位	単価(税込)																					
基本料金(10Aあたり)		1契約	316円24銭																					
電力量料金	最初の120kWhまで	1kWh	18円37銭																					
	120kWh超過300kWhまで	1kWh	23円97銭																					
	300kWh超過分	1kWh	26円97銭																					
最低月額料金		1契約	335円34銭																					

電気機器の多いお客さま向けプラン（店舗、工場など）

契約容量	料 金 プ ラ ン	電 気 料 金 単 価 表													
契約容量 6～50kVA 未満 契約容量 決定方法 主開閉器 または 負荷設備	スマートビジネス プラン 毎月のご使用量が多いお客さまにオススメ♪ (注)「従量電灯C」には燃料費調整に上限がある一方、「スマートビジネスプラン」には上限がないため、燃料価格が高騰した場合には、「スマートビジネスプラン」の方が燃料費調整額が高くなる可能性があります。そのため、お客さまのご契約状況や電気のご使用量等によっては、燃料費調整額を考慮しない試算でおトクになる場合でも、「スマートビジネスプラン」のご加入によりおトクにならない場合があります。	<table><thead><tr><th>区 分</th><th>単位</th><th>単価(税込)</th></tr></thead><tbody><tr><td>基本料金</td><td>1kVA</td><td>316円24銭</td></tr><tr><td>電力量料金</td><td>1kWh</td><td>23円97銭</td></tr></tbody></table> 使用量に関係なく単価が一律のため、 ご使用量の多いお客さま向け！	区 分	単位	単価(税込)	基本料金	1kVA	316円24銭	電力量料金	1kWh	23円97銭				
区 分	単位	単価(税込)													
基本料金	1kVA	316円24銭													
電力量料金	1kWh	23円97銭													
	従量電灯C	<table><thead><tr><th>区 分</th><th>単位</th><th>単価(税込)</th></tr></thead><tbody><tr><td>基本料金</td><td>1kVA</td><td>316円24銭</td></tr><tr><td rowspan="3">電 力 量 料 金</td><td>最初の120kWhまで</td><td>1kWh 18円37銭</td></tr><tr><td>120kWh超過300kWhまで</td><td>1kWh 23円97銭</td></tr><tr><td>300kWh超過分</td><td>1kWh 26円97銭</td></tr></tbody></table>	区 分	単位	単価(税込)	基本料金	1kVA	316円24銭	電 力 量 料 金	最初の120kWhまで	1kWh 18円37銭	120kWh超過300kWhまで	1kWh 23円97銭	300kWh超過分	1kWh 26円97銭
区 分	単位	単価(税込)													
基本料金	1kVA	316円24銭													
電 力 量 料 金	最初の120kWhまで	1kWh 18円37銭													
	120kWh超過300kWhまで	1kWh 23円97銭													
	300kWh超過分	1kWh 26円97銭													

〈2年契約割引（オプション）のご精算について〉

スマートファミリープランでご契約のうえ、2年契約割引へご加入いただいたお客さまは、ご加入から1年後および2年後の電気料金で割引いたしますが、2年未満でご解約となる場合は、移転等やむを得ない事情を除き、既割引分を精算させていただきます。

また、お客さままたは当社から異議の申し出がない場合は、2年ごとに適用期間を延伸いたします。この場合、当社は、適用期間についてお知らせいたします。

マイルをためたい人向けのプラン

契約容量	料 金 プ ラ ン	電 気 料 金 単 価 表																						
契約電流 10～60A 契約電流決定方法 電流制限器	JALでんきB	<table><tr><th colspan="2">区 分</th><th>単位</th><th>単価(税込)</th></tr><tr><td colspan="2">基本料金</td><td>10A・1kVA</td><td>316円24銭</td></tr><tr><td rowspan="3">電力量料金</td><td>最初の120kWhまで</td><td>1kWh</td><td>18円35銭</td></tr><tr><td>120kWh超過300kWhまで</td><td>1kWh</td><td>23円95銭</td></tr><tr><td>300kWh超過分</td><td>1kWh</td><td>26円87銭</td></tr><tr><td colspan="2">最低月額料金※JALでんきBのみ</td><td>1契約</td><td>335円34銭</td></tr></table> (注)「従量電灯B、従量電灯C」には燃料費調整に上限がある一方、「JALでんきB、JALでんきC」には上限がないため、燃料価格が高騰した場合には、「JALでんきB、JALでんきC」の方が燃料費調整額が高くなる可能性があります。そのため、お客さまのご契約状況や電気のご使用量等によっては、燃料費調整額を考慮しない試算でおトクになる場合でも、「JALでんきB、JALでんきC」のご加入によりおトクにならない場合があります。	区 分		単位	単価(税込)	基本料金		10A・1kVA	316円24銭	電力量料金	最初の120kWhまで	1kWh	18円35銭	120kWh超過300kWhまで	1kWh	23円95銭	300kWh超過分	1kWh	26円87銭	最低月額料金※JALでんきBのみ		1契約	335円34銭
区 分		単位	単価(税込)																					
基本料金		10A・1kVA	316円24銭																					
電力量料金	最初の120kWhまで	1kWh	18円35銭																					
	120kWh超過300kWhまで	1kWh	23円95銭																					
	300kWh超過分	1kWh	26円87銭																					
最低月額料金※JALでんきBのみ		1契約	335円34銭																					
契約容量 6～50kVA 未満 契約容量決定方法 主開閉器または負荷設備	JALでんきC																							

●お支払方法

毎月の電気料金のお支払いは、以下の4つからご選択いただけます。

① □座振替

毎月お客さまの預貯金口座から自動的にお支払いいただきます。

※口座振替日をご指定いただける「口座振替日指定サービス」があります。

② クレジットカード

毎月お客さまのクレジットカードから自動的にお支払いいただきます。

③ SMS決済

毎月お客さまのスマートフォンにお届けするSMS(ショートメッセージ)にてお支払いいただきます。

④ 振込用紙

毎月お客さまに郵送させていただく振込用紙にてお支払いいただきます。

※「口座振替」「クレジットカード」「SMS決済」をご希望されないお客さまは「振込用紙」でのお支払いとなります。

《注意事項》

- ・「口座振替」「クレジットカード」「SMS決済」をご希望のお客さまで、振替ができない場合やクレジットカードでのお支払いが承認されない場合、電話番号変更等によりSMSの送信ができない場合は、振込用紙でのお支払いに変更させていただくことがあります。
- ・お客さまが希望され、当社が認めた場合には、あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。

●電気料金の算定方法

$$\begin{array}{c} \text{電気料金} \\ \text{基本料金(注1)} \end{array} = \begin{array}{c} \text{電力量料金} \\ \text{電力量料金単価(注2)} \times \text{1ヶ月のご使用量} \end{array} + \begin{array}{c} \text{燃料費等調整額(注3)} \\ \left(\begin{array}{c} \text{燃料費調整単価} \\ \text{離島ユニバーサルサービス調整単価} \end{array} \right) \times \text{1ヶ月のご使用量} \end{array} + \begin{array}{c} \text{再エネ賦課金(注5)} \\ \text{再エネ賦課金単価} \times \text{1ヶ月のご使用量} \end{array}$$

(注1) ご契約容量の大きさ等に応じて決まります。

(注2) 電力量料金単価は時間帯や季節等によって異なる単価が設定されている料金プランがあります。

(注3) 火力燃料(原油・液化天然ガス・石炭)の価格変動をできる限り迅速に電気料金に反映させるため、平均燃料価格の変動分に応じて、電気料金を調整する制度です。詳細は、P7～10をご確認ください。

(注4) 一般送配電事業者は、離島のお客さまに対してユニバーサルサービスとして本土並みの料金水準で電気の供給を行うことが義務付けられています。
その離島供給に必要な火力燃料の価格変動を全てのお客さま(本土および離島)の料金に反映させるための調整単価です。

(注5) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」により、電気事業者は、再生可能エネルギー電源で発電された電気を買収することが義務付けられました。

再生可能エネルギー電源で発電される電気の買収に要する費用は、電気をお使いになるお客さまに、電気料金の一部「再生可能エネルギー発電促進賦課金」として、電気のご使用量に応じてご負担いただきます。

ご契約に関する重要なお知らせ（必ずお読みください）

スマートファミリープラン

スマートビジネスプラン

従量電灯B

従量電灯C

供給条件	電気供給条件・需給契約条件・要綱	特定小売供給約款
ご契約期間	・ご契約期間は、ご契約開始（変更）の日からその日が属する年度の末日までといたします。 （年度は、4月1日から翌年3月31日までをいいます） ・ご契約期間満了までに解約のお申込みをされている場合は、解約日までとなります。 ・お客さまのご使用場所が指定区域（一般送配電事業者が設備の運用と電気の供給を一体的に実施する区域）となる場合の期間は、原則として指定区域となる日の前日までとなります。	・ご契約期間は、ご契約開始（変更）の日からその日が属する年度の末日までといたします。 （年度は、4月1日から翌年3月31日までをいいます） ・ご契約期間満了までに解約のお申込みをされている場合は、解約日までとなります。 ・お客さまのご使用場所が指定区域（一般送配電事業者が設備の運用と電気の供給を一体的に実施する区域）となる場合の期間は、指定区域となる日の前日までとなります。
契約更新	契約期間満了の日の1か月前までにお客さままたは当社から異議の申し出がない場合は、お客さまの契約期間をさらに1年間延伸するものとし、以後もこの例によるものといたします。 この場合、当社は、契約期間について、書面の交付または電子メールの送信もしくはインターネット上の当社ウェブサイトに掲載する方法（以下「電磁的方法」といいます）等によりお客さまにお知らせいたします。 なお、変更とならないその他事項については、ご説明、書面交付、その他のお知らせを省略することがあります。	契約期間満了前に、需給契約の消滅または変更がない場合は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。
条件・約款等の変更	当社は、契約期間中であっても電気供給条件・需給契約条件・要綱を変更する場合があります。この場合、当社は、変更内容について、書面の交付または電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。 なお、変更とならないその他事項については、ご説明、書面交付、その他のお知らせを省略することがあります。 また、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をとみなさない変更の場合には、当該変更となる事項の概要のみを、書面を交付することなく、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載する方法によりお客さまにお知らせすることがあります。変更異議がある場合は、契約期間中であっても、将来に向かって契約を解約することができます。	当社は、経済産業大臣の認可を受け、または経済産業大臣に届け出て、特定小売供給約款を変更する場合があります。
解約に関する事項	当社は、お客さまが料金その他の債務を支払期日を経過してなお支払われない場合や電気供給条件・需給契約条件・要綱に反した場合等には、需給契約を解約することがあります。	お客さまが料金その他の債務を支払期日を経過してなお支払われない場合や特定小売供給約款に反した場合等には、送電をお断りすることがあります。 その後もその理由となった事実を解消されない場合は、需給契約を解約することがあります。
信用情報の第三者提供	料金その他の債務について、当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名・住所・支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ当社が通知することにあらかじめ同意していただきます。	_____
需要場所への立入りのお願い	一般送配電事業者による計量器の検針、取替工事、その他設備の施工等の際は、お客さまの承諾をえて、お客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。	
書面発行手数料	以下に定める書面の発行をご希望の場合、1通あたり以下の発行手数料を電気料金とあわせて申し受けます。 ・電気料金振込用紙 … 220円（税込） ・電気ご使用量のお知らせ … 110円（ 〃 ） ・□座振替結果のお知らせ … 110円（ 〃 ）	_____
その他	・契約後1年間は、原則として他の料金プランへは変更できません。 ・電気事業法に基づき、ご契約締結時および変更時は、ご契約内容について、書面の交付または電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。	_____

《ご使用の開始》

- ☐ 需給開始日は、お客さまが希望される使用開始日を基準として協議させていただきます。ただし、やむを得ない理由によりあらかじめ定めた需給開始日に供給できない場合は、あらためて協議させていただきます。
- ☐ 料金は、需給開始の日から適用いたします。

《ご使用量の計量方法》

- ☐ ご使用量を計量するための計量器は、スマートメーターまたは機械式（電子式）メーターのいずれかになります。
- ☐ スマートメーターの場合は、原則、自動検針（現地訪問不要）とし、ひと月の電力量は30分ごとのご使用量を合計した値といたします。
機械式（電子式）メーターの場合は、当月検針日の指示数と前回検針日の指示数との差し引きにより算定した値といたします。
なお、計量器の故障等により、ご使用量等を協議させていただく場合があります。

《検針結果のお知らせ》

- ☐ 毎月の検針結果は、原則、「九電Web明細サービス」でお知らせいたします。

《お支払期日・延滞利息》

- ☐ 電気料金の支払義務発生日は、原則検針日とし、支払期日は、原則支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日といたします。
- ☐ 電気料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて、電気料金に対して年10%（一日あたり約0.03%）の延滞利息を申し受けます。ただし、電気料金を口座振替により支払われる場合で当社の都合により支払期日経過後に引き落とされたとき、または、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は、延滞利息を申し受けません。

《工事費》

- ☐ お客さまの希望により、引込線や計量器等の取付位置を変更する場合等は、実費をご負担いただきます。
 - ☐ 新設、契約容量等を増加される場合等は、配電設備の工事内容によって、工事費負担金をご負担いただく場合があります。
- ※ 原則、工事着手前に、一般送配電事業者が指定した様式により金融機関等を通じてお支払いいただきます。

《お客さまのご協力をお願い》

- ☐ お客さまがご使用場所内の引込線や計量器等の異常または故障に気づかれた場合等は、すみやかに一般送配電事業者にご連絡をお願いいたします。
なお、一般送配電事業者から委託を受けた者が、ご家庭等にお伺いし、電気設備の調査・点検を行っていますので、その際はご協力をお願いいたします。

【個人情報の取扱いについて】

当社が取り扱う個人情報は、電気事業等、当社定款記載の事業において、契約の締結・履行、資産・設備等の形成・保全、商品・サービスの開発・改善、当社および当社グループ会社の商品・サービスに関するダイレクトメール等によるご案内その他これらに付随する業務を実施するために必要な範囲内で利用させていただきます。

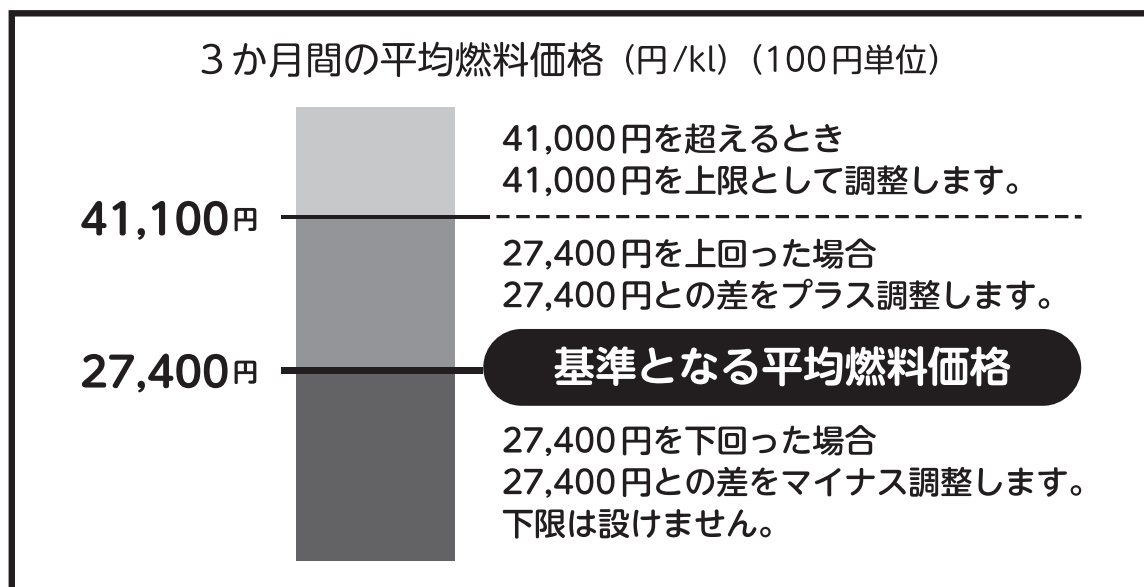
なお、個人情報の利用目的・共同利用に関する詳細は

当社ホームページ（https://www.kyuden.co.jp/functions_privacy_index.html）

または最寄りの当社営業所掲示のポスター等をご覧ください。

燃料費調整制度

○火力燃料費（原油・液化天然ガス・石炭）の変動をできる限り迅速に電気料金に反映させるための制度です。3か月間の平均燃料価格が27,400円／キロリットル(2019年4月電気料金見直しの前提となっている原油換算燃料価格)から変動した場合、その変動分に応じて電気料金を調整します。



（注）燃料費等調整額は毎月変動しますので、当社HPまたはご利用明細でご確認ください。

なお、特定小売供給約款（従量電灯・定額電灯・公衆街路灯・低圧電力など）によりご契約のお客さまは燃料費調整に上限がありますが、以下のご契約については上限の設定はございません。

【ご契約例（電気供給条件および需給契約条件のご契約）】

スマートファミリープラン、JALでんき、電化でナイト・セレクト、
おひさま昼トクプラン、季特別電灯、スマートビジネスプラン、
高負荷率型電灯プラン、低圧季特別電力プラン 等

燃料費調整単価の算定 * 小数点以下第3位で四捨五入

○平均燃料価格が27,400円を上回る場合・・・プラス調整

$$(\text{平均燃料価格}^{\ast 1} - 27,400\text{円}) \times \frac{0.136^{\ast 2}}{1,000}$$

○平均燃料価格が27,400円を下回る場合・・・マイナス調整

$$(27,400\text{円} - \text{平均燃料価格}^{\ast 1}) \times \frac{0.136^{\ast 2}}{1,000}$$

※1 平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ (100円未満四捨五入)

A : 平均燃料価格算定期間における1klあたりの平均原油価格

B : 平均燃料価格算定期間における1tあたりの平均液化天然ガス価格

C : 平均燃料価格算定期間における1tあたりの平均石炭価格

α : 0.0053

β : 0.1861

γ : 1.0757

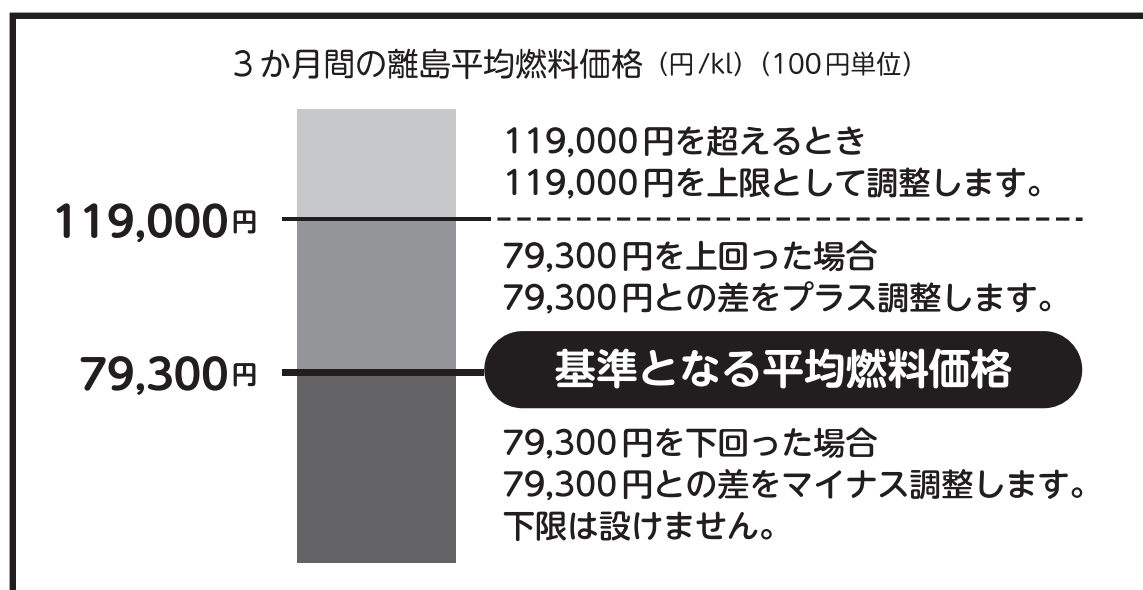
$\left(\begin{array}{l} \alpha、\beta、\gamma \text{ は原油換算平均価格を算定するための換算係数} \\ \text{(原油換算係数と熱量構成比によって算出される一定の値)} \end{array} \right)$

* 毎月の燃料費調整単価の算定に用いる平均燃料価格の算定期間については、当社ホームページでご確認ください。

※2 0.136 (円/kWh) : 平均燃料価格が1,000円/kl変動した場合の電気料金単価への影響額
[基準単価] (当社の火力発電の燃料消費数量をもとに算出)

離島ユニバーサルサービス調整制度

○一般送配電事業者は、離島のお客さまに対するユニバーサルサービスとして本土並みの料金水準で電気の供給を行うことが義務付けられており、その離島供給に係る火力燃料費の変動を託送料金に反映して、すべてのお客さま（本土・離島）にご負担いただくための制度です。3 か月間の離島平均燃料価格が79,300円／キロリットル（託送料金の前提となっている原油換算燃料価格）から変動した場合、その変動分に応じて電気料金を調整します。



離島ユニバーサルサービス調整単価の算定 * 小数点以下第3位で四捨五入

○平均燃料価格が79,300円を上回る場合・・・プラス調整

$$(\text{離島平均燃料価格}^{\ast 1} - 79,300\text{円}) \times \frac{0.003^{\ast 2}}{1,000}$$

○平均燃料価格が79,300円を下回る場合・・・マイナス調整

$$(79,300\text{円} - \text{離島平均燃料価格}^{\ast 1}) \times \frac{0.003^{\ast 2}}{1,000}$$

※1 離島平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ (100円未満四捨五入)

A : 離島平均燃料価格算定期間における1klあたりの平均原油価格

B : 離島平均燃料価格算定期間における1tあたりの平均液化天然ガス価格

C : 離島平均燃料価格算定期間における1tあたりの平均石炭価格

α : 1.0000

β : 0.0000

γ : 0.0000

$\left(\begin{array}{l} \alpha、\beta、\gamma \text{ は原油換算平均価格を算定するための換算係数} \\ \text{(原油換算係数と熱量構成比によって算出される一定の値)} \end{array} \right)$

* 毎月の離島ユニバーサルサービス調整単価の算定に用いる離島平均燃料価格算定期間については、当社ホームページでご確認ください。

※2 0.003 (円/kWh) : 離島平均燃料価格が1,000円/kl変動した場合の電気料金
[離島基準単価] 単価への影響額
(九州の離島における火力発電の燃料消費数量をもとに算出)

《電気料金の算定期間》

- 算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間といたします。この期間をひと月とし、需給契約ごとに当該料金プランの料金を適用して算定いたします。
- ご契約開始、ご契約廃止、ご契約内容の変更がある場合は、日割計算を行い、電気料金を算定いたします。

《その他費用》

- 電気を不正に使用した場合等は、お客さまから違約金を申し受けることがあります。
 - お客さまが、故意または過失により一般送配電事業者の電気工作物等を損傷・亡失した場合は、修理費等の金額を賠償していただきます。
 - 新設または契約容量等の増加後1年未満に、契約を解約または契約容量等を減少された場合は、その期間の料金および工事費を精算していただく場合があります。
 - 供給設備の一部または全部を施設した後、お客さま都合により需給開始に至らないで需給契約を廃止・変更される場合は、要した費用の実費を申し受けます。
 - 支払期日を経過してなお料金を支払われない場合等は、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。
- ※ 上記費用をご請求する場合は、当社及び一般送配電事業者が指定した様式により金融機関等を通じて申し受けます。

《お申込方法》

- ご契約開始、ご契約廃止、ご契約内容の変更、その他お申込みは、電話・インターネット・各種申込書により承っております。なお、ご契約内容の変更の場合、変更とならないその他事項については、ご説明、書面交付、その他のお知らせを省略することがあります。
- 契約期間満了前に需給契約の解約を希望される場合は、あらかじめ当社にお申込みいただきます。

《送配電設備の利用等に関する事項》

- 電気の需給地点は、一般送配電事業者の電線路・引込線とお客さまの電気設備との接続点とし、場所はお客さまとの協議により定めます。なお、引込線や計量器等の施設場所はお客さまから無償で提供していただきます。
 - 需要場所の負荷の力率は、原則として、電灯契約は90%以上、その他契約は85%以上に保持していただきます。
 - 電圧または周波数が著しく変動する場合等お客さまが損害を受けるおそれがある場合および負荷の特性等によって、他のお客さまの電気の使用や当社または他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼす場合等には、お客さまのご負担で必要な措置を講じていただきます。
 - お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合や電気工作物を故意に損傷・亡失した場合等は、電気の供給を停止することがあります。その理由となった事実を解消したときは、すみやかに電気の供給を再開いたします。
- なお、停止期間中の料金は、まったく電気を使用しない場合の月額料金を日割計算して、算定いたします。

《その他》

- お客さまへ供給する電圧は100Vまたは200Vとし、周波数は60Hzといたします。
- 一般送配電事業者の、供給設備の点検・修繕・変更等やその他電気の需給上または保安上必要がある場合は、電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限・中止していただくことがあります。
- 当社は、電気の供給の中止または使用を制限した場合等は、お客さまが受けた損害について、賠償の責めを負いません。（その原因が当社及び一般送配電事業者の責めとなる理由による場合は除く）
- 料金の支払状況その他により需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。

《スマートビジネスプラン・従量電灯Cの契約容量の算定方法》

- 契約容量については、次のいずれかにより算定いたします。

〔負荷設備契約〕

お客さまの契約負荷設備容量により、所定の係数を乗じて決定

《算 定 式》

契約負荷設備容量 × 圧縮係数（注）

（注）圧縮係数は、お客さまがすべての設備を常に同時使用されるわけではなく（不等率）、また、個々の設備についても常に最大負荷がかかるわけではない（需要率）ことを考慮して、あらかじめ設定しています。

〔主開閉器契約〕

お客さまの契約主開閉器の定格電流値により決定

《算 定 式》

契約主開閉器の定格電流値（A）×（V）÷ 1,000

〔参考〕一般的な適用例

- ・ 空調機単体もしくは複数の設備が同時稼働する場合等 …… 負荷設備契約
- ・ 複数機器を有し、同時稼働しない場合 …… 主開閉器契約

※福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県の営業所は、九州電力から委託を受けた九電ネクストが運営しています。
なお、宮崎県、鹿児島県の営業所は2024年7月から、九電ネクストの運営に変更となります。

●お問い合わせ先

《営業時間》月曜日～金曜日（休日を除く）の9時～17時

（お急ぎのご用件の場合は、上記時間以外でも電話を承っております）

・電話（□部分は、下表より選択ください） ※下線部分の3桁数字は地域により異なりますのでご注意ください。

0120- <u>639</u> -□□□			0120- <u>761</u> -□□□			0120- <u>879</u> -□□□	
北九州	福岡	佐賀	長崎	大分	熊本	宮崎	鹿児島
小倉 451	福岡 456	唐津 465	平戸 370	中津 376	玉名 382	延岡 556	出水 562
八幡 452	福岡東 457	鳥栖 466	佐世保 371	日田 377	大津 383	日向 557	川内 563
行橋 453	福岡 458	佐賀 467	大村 372	別府 378	熊本西 384	高鍋 558	霧島 564
飯塚 454	福岡西 459	武雄 468	島原 373	大分 379	熊本東 385	宮崎 559	鹿児島 565
田川 455	福岡南 460	—	長崎 374	三重 380	宇城 386	都城 560	加世田 566
—	甘木 461	—	五島 375	佐伯 381	八代 387	日南 561	鹿屋 567
—	久留米 462	—	—	—	天草 388	—	—
—	八女 463	—	—	—	人吉 389	—	—
—	大牟田 464	—	—	—	—	—	—

・Web

営業所
お問い合わせ先



スマホ・携帯電話版

お問い合わせ先
(お便りBOX)



スマホ・携帯電話版

小売電気事業者登録番号 A0275

九州電力株式会社

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
TEL：092-761-3031（代表）



スマートファミリープラン

(需給契約条件)

2024年4月1日 実施

九州電力株式会社

スマートファミリープラン

目 次

1	適 用 範 囲	1
2	供給電気方式，供給電圧および周波数	1
3	契 約 電 流	2
4	料 金	2
5	そ の 他	4
附	則	5
別	表	6

1 適用範囲

この需給契約条件は、低圧で電気の供給を受けて、電灯または小型機器を使用するお客さまで、次のいずれにも該当し、かつ、当社との協議が整った場合に適用いたします。

- (1) 契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。
- (2) 1 需要場所において動力を使用する契約種別とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）が原則として50キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において動力を使用する契約種別とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(1)に該当し、かつ、(2)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

2 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえないと当該一般送配電事業者等が認めた場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

3 契 約 電 流

- (1) 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (2) 当該一般送配電事業者等は、契約電流に応じて電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者等は、電流制限器等を取り付けないことがあります。

4 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および電気供給条件〔低圧〕（以下「電気供給条件」といいます。）別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、電気供給条件別表2（燃料費調整）(3)により、燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし、電気供給条件別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(3)により、離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

(1) 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流10アンペア	3 1 6 円 2 4 銭
契約電流15アンペア	4 7 4 円 3 6 銭
契約電流20アンペア	6 3 2 円 4 8 銭
契約電流30アンペア	9 4 8 円 7 2 銭
契約電流40アンペア	1 , 2 6 4 円 9 6 銭
契約電流50アンペア	1 , 5 8 1 円 2 0 銭
契約電流60アンペア	1 , 8 9 7 円 4 4 銭

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	1 8 円 3 7 銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	2 3 円 9 7 銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	2 5 円 8 7 銭

(3) 最低月額料金

(1)および(2)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および電気供給条件別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契 約 に つ き	3 3 5 円 3 4 銭
-------------	---------------

5 そ の 他

(1) この契約種別の適用後 1 年に満たない場合は、原則として他の契約種別に需給契約を変更することはできません。

(2) 当社は、電気供給条件19（日割計算）に準じて日割計算を行ない料金を算定いたします。

なお、最低月額料金の日割計算は、電気供給条件19（日割計算）(1)イに準ずるものとし、料金適用上の電力量区分の日割計算は、別表（料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式）によるものといたします。

(3) この需給契約条件に定めのない事項については、電気供給条件によるものといたします。

1 この需給契約条件の実施期日

この需給契約条件は，2024年4月1日から実施いたします。

2 この需給契約条件の実施にともなう切替措置

この需給契約条件実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては，電気供給条件18（料金の算定）および19（日割計算）に準じて日割計算を行ない，料金を算定いたします。

別 表

(料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式)

- (1) 料金適用上の電力量区分を日割りする場合の基本算式は、次のとおりといたします。

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 180\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

- (2) (1)によって算定された第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

- (3) 電気供給条件18（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、(1)の

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は、 } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

- (4) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)および(3)の「検針期間の日数」および「暦日数」は、次によります。

イ 検針期間の日数

- (イ) 電気の供給を開始した場合は、開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

- (ロ) 需給契約が消滅した場合は、消滅日の直前の検針日から、当社が

次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

ロ 暦 日 数

- (イ) 電気の供給を開始した場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。
- (ロ) 需給契約が消滅した場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

電 気 供 給 条 件

[低 圧]

2024年4月1日 実施

九 州 電 力 株 式 会 社

電 気 供 給 条 件 [低 圧]

目 次

I	総 則	1
1	適 用	1
2	電気供給条件および需給契約条件の変更	1
3	定 義	2
4	単位および端数処理	4
5	そ の 他	5
II	契 約 の 申 込 み	6
6	需給契約の申込み	6
7	需給契約の成立および契約期間	7
8	需 要 場 所	8
9	需給契約の単位	8
10	供 給 の 開 始	9
11	供 給 の 単 位	9
12	需給契約書の作成	9
III	料金の算定および支払い	10
13	料 金	10
14	料金の適用開始の時期	10
15	検 針 日	10
16	料金の算定期間	11
17	使用電力量等の算定	11
18	料 金 の 算 定	12
19	日 割 計 算	13

20	料金の支払義務および支払期日	13
21	料金その他の支払方法	15
22	延滞利息	17
23	保証金	18
IV	使用および供給	20
24	適正契約の保持	20
25	力率の保持	20
26	需要場所への立入りによる業務の実施	20
27	電気の使用にともなうお客さまの協力	21
28	供給の停止	21
29	供給停止の解除	22
30	供給停止期間中の料金	22
31	違約金	22
32	供給の中止または使用の制限もしくは中止	23
33	損害賠償の免責	23
34	設備の賠償	24
V	契約の変更および終了	25
35	需給契約の変更	25
36	名義の変更	25
37	需給契約の消滅	25
38	需給開始後の需給契約の消滅または変更にとともなう料金および 工事費の精算	26
39	解約等	28
40	需給契約消滅後の債権債務関係	29

VI	供給方法，工事および工事費の負担	30
41	供給方法および工事	30
42	工事費負担金等の申受けおよび精算	30
VII	保 安	31
43	保 安 の 責 任	31
44	調 査	31
45	調査に対するお客さまの協力	31
46	保安に対するお客さまの協力	31
47	自家用電気工作物	32
附	則	33
別	表	35

I 総 則

1 適 用

- (1) 当社が、一般送配電事業者または配電事業者が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気の供給を受ける一般の需要（特定小売供給約款〔以下「供給約款」といいます。〕により電気の供給を受けている場合または当社以外の者から電気の供給を受けている場合を除きます。）に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この電気供給条件〔低圧〕（以下「この電気供給条件」といいます。）および当社が別に定める需給契約条件（以下「需給契約条件」といいます。）によります。
- (2) この電気供給条件および需給契約条件は、次の地域に適用いたします。
福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県

2 電気供給条件および需給契約条件の変更

- (1) 当社は、契約期間中であっても、次の場合には、この電気供給条件および需給契約条件を変更することがあります。この場合、お客さまとの電気料金その他の供給条件は、変更後の電気供給条件〔低圧〕および需給契約条件によります。

イ 消費税および地方消費税の税率が変更された場合

ロ お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の変更または法令の制定もしくは改廃により、変更の必要が生じた場合

ハ その他、変更すべき合理的な事由が生じた場合

- (2) (1)の場合、当社は、電気供給条件および需給契約条件の変更内容について、書面の交付または電子メールの送信もしくはインターネット上の当社ウェブサイトに掲載する方法（以下「電磁的方法」といいます。）等によりお客さまにお知らせいたします。

なお、変更とならないその他の事項については、ご説明および書面の交付または電磁的方法等によるお知らせを省略することがあります。また、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をとまなわない変更の場合には、当該変更となる事項の概要のみを、書面を交付することなく、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載する方法によりお客さまにお知らせすることがあります。

- (3) お客さまは、(1)に定める電気供給条件および需給契約条件の変更に異議がある場合は、契約期間中であってもこの電気供給条件および需給契約条件による契約を将来に向かって解約することができます。

3 定 義

次の言葉は、この電気供給条件および需給契約条件においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 低 圧

標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。

- (2) 電 灯

白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

- (3) 小 型 機 器

主として住宅、店舗、事務所等において单相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と

併用できないものは除きます。

(4) 動 力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(5) 契 約 種 別

需給契約条件に定める契約の種別をいいます。

(6) 契 約 負 荷 設 備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

(7) 契 約 主 開 閉 器

契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

(8) 契 約 電 流

契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相２線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。

(9) 契 約 容 量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

(10) 契 約 電 力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(11) 最 大 使 用 電 力

お客さまが使用される電力の最大値をいいます。

(12) 貿 易 統 計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(13) 平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格および離島平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年１月１日から３月31日までの期間、２月１日から４月30日までの期間、３月１日から５月31日までの期間、４月１日から６月30日までの期間、５月１日から７月

31日までの期間， 6月1日から8月31日までの期間， 7月1日から9月30日までの期間， 8月1日から10月31日までの期間， 9月1日から11月30日までの期間， 10月1日から12月31日までの期間， 11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は， 翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

(14) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。

4 単位および端数処理

この電気供給条件および需給契約条件において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は，次のとおりといたします。

- (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は， 1ワットまたは1ボルトアンペアとし， その端数は， 小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 契約容量の単位は， 1キロボルトアンペアとし， その端数は， 小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 契約電力および最大使用電力の単位は， 1キロワットとし， その端数は， 小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし， 需給契約条件において， 契約電力として算定された値が0.5キロワット以下となる場合は， 契約電力を0.5キロワットといたします。
- (4) 使用電力量の単位は， 1キロワット時とし， その端数は， 小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし， 30分ごとの使用電力量の単位は， 最小位までといたします。
- (5) 力率の単位は， 1パーセントとし， その端数は， 小数点以下第1位で四捨五入いたします。

- (6) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

5 そ の 他

- (1) この電気供給条件に記載のある事項について、需給契約条件に定めがある場合は、需給契約条件によるものといたします。
- (2) この電気供給条件および需給契約条件に記載のない事項については、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

Ⅱ 契約の申込み

6 需給契約の申込み

- (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの電気供給条件および需給契約条件ならびに当該一般送配電事業者等が定める託送約款等における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。

契約種別，供給電気方式，需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい，託送約款等に定める供給地点といたします。），需要場所（供給地点特定番号を含みます。），供給電圧，契約負荷設備，契約主開閉器，契約電流，契約容量，契約電力，発電設備等（発電設備および蓄電池をいいます。），業種，用途，使用開始希望日，使用期間，料金の支払方法およびその他需給契約条件に定める事項

なお，当社が必要とする場合は，お客さまの氏名および住所を証明するものを提示していただくことがあります。

また，この電気供給条件および需給契約条件によって支払いを要することとなった料金その他の債務について，お客さまが当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には，当社は，お客さまの氏名，住所，支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ通知することがあります。

- (2) 契約負荷設備，契約電流，契約容量および契約電力については，1年間を通じての最大の負荷を基準として，お客さまから申し出ていただきます。この場合，1年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。

- (3) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当該一般送配電事業者等へ供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。
- (4) お客さまが電気設備を当該一般送配電事業者等の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、電気設備に関する技術基準（以下「技術基準」といいます。）、その他の法令等にしたが、かつ、当該一般送配電事業者等の託送供給等約款別冊に定める系統連系技術要件を遵守して、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。
- (5) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

7 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

なお、当社は、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他により需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。

また、当社は、契約内容について、書面の交付または電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。

- (2) 契約期間は、次によります。

イ 契約期間は、料金適用開始の日からその日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日までといたします。

す。

ロ 契約期間満了の日の1か月前までにお客さままたは当社から異議の申し出がない場合は、お客さまの契約期間を契約期間満了の日の翌日から1年間延伸するものとし、以後もこの例によるものといたします。この場合、当社は、契約期間について、書面の交付または電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。

なお、変更とならないその他の事項については、ご説明および書面の交付または電磁的方法等によるお知らせを省略することがあります。

ハ お客さまの需要場所が、電気事業法第20条の2第1項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は、イおよびロにかかわらず、原則として当該指定区域に対し電気事業法第2条第1項第8号ロに定める離島等供給が開始される日の前日といたします。

8 需 要 場 所

需要場所は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

9 需給契約の単位

当社は、次の場合を除き、1需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。

- (1) 1需要場所において、供給約款に定める次の契約種別とこれ以外の1契約種別（(2)の場合は、2以上の契約種別といたします。）とをあわせて契約する場合

臨時電灯のうちの1契約種別、臨時電力

- (2) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、1需要場所において、当社があわせて契約することを認める契約種別（供給約款に定める契約種別を含みます。）を複数適用する場合

- (3) 災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等の

ための措置，または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置
その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない，お客さまからの
申出がある場合で，当該一般送配電事業者等が技術上，保安上適当と認
めたとき。

(4) その他特別の事情がある場合

10 供給の開始

- (1) 当社は，お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには，お客さま
と協議のうえ需給開始日を定め，供給準備その他必要な手続きを経たの
ち，すみやかに電気を供給いたします。
- (2) 天候，用地交渉，停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって，
あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになっ
た場合には，当社は，その理由をお知らせし，あらためてお客さまと協
議のうえ，需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11 供給の単位

当社は，託送約款等に定めるところにより，原則として，1 需給契約に
つき，1 供給電気方式，1 引込みおよび1 計量をもって電気を供給いたし
ます。

12 需給契約書の作成

特別の事情がある場合で，お客さまが希望されるときまたは当社が必要
とするときは，電気の需給に関する必要な事項について，需給契約書を作
成いたします。

Ⅲ 料金の算定および支払い

13 料 金

料金は、契約種別ごとに需給契約条件に規定する料金といたします。

14 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始の日（あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては、需給契約書に記載された需給開始日といたします。）から適用いたします。ただし、あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについて、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合またはお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合は、あらためて需給開始日をお客さまと当社との協議によって定めます。

15 検 針 日

検針日は、次により、当該一般送配電事業者等が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

- (1) 検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当該一般送配電事業者等がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに当該一般送配電事業者等が行ないます。
- (2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものといたします。
- (3) 当該一般送配電事業者等は、やむをえない事情のある場合には、(1)にかかわらず、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針を行なうことがあります。
- (4) 当該一般送配電事業者等は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ご

とに検針を行なわないことがあります。

なお、当社は、ロの場合は、非常変災等の場合を除き、あらかじめお客さまの承諾をえるものいたします。

イ 需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合

ロ その他特別の事情がある場合

(5) (3)の場合で、検針を行なったときは、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものいたします。

(6) (4)イの場合で、検針を行なわなかったときは、需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行なったものいたします。

(7) (4)ロの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものいたします。

16 料金の算定期間

(1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。

(2) 17（使用電力量等の算定）(5)の場合の料金の算定期間は、(1)に準ずるものいたします。この場合、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

17 使用電力量等の算定

(1) 使用電力量は、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る30分ごとの接続供給電力量といたします。また、料金の算定期間の使用電力量

は、(4)および(6)の場合を除き、30分ごとの使用電力量を料金の算定期間（需給契約が消滅した場合は、直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。

- (2) 料金の算定期間における最大使用電力は、需給契約ごとに、30分ごとの使用電力量の値を2倍したものの最大値といたします。
- (3) 当社は、検針の結果を原則として電磁的方法等により、お客さまにお知らせいたします。ただし、お客さまが希望される場合で当社が認めたときは、書面によりお知らせすることがあります。この場合、当社は、書面発行手数料として、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載する金額を、原則として、その月の料金とあわせて申し受けます。
- (4) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく算定できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量または最大使用電力は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。
- (5) 技術上、経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合で当該一般送配電事業者等が計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量または最大使用電力は、託送約款等に定めるところにより、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。
- (6) 15（検針日）(2)または(7)の場合の使用電力量または最大使用電力は、前回の検針の結果によるものといたします。ただし、検針日の翌日以降に当該一般送配電事業者等から、託送約款等に定める記録型等計量器による計量値が確認できた場合の使用電力量または最大使用電力は、その値により精算し、確認できなかった場合の使用電力量または最大使用電力は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めた使用電力量または最大使用電力により精算いたします。

18 料 金 の 算 定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いた

します。

イ 電気の供給を開始し、再開し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合

ロ 契約種別、契約電流、契約容量、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合

ハ 16（料金の算定期間）(1)の場合で検針期間の日数がその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。

(2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

19 日 割 計 算

(1) 当社は、18（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、次により料金を算定いたします。

イ 基本料金は、別表7（日割計算の基本算式）(1)により日割計算をいたします。

ロ 電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。

ハ イおよびロによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

(2) 18（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、停止日および消滅日を除きます。

また、18（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

20 料金の支払義務および支払期日

(1) お客様の料金の支払義務は、次の場合を除き、検針日に発生いたし

ます。

イ 15（検針日）(6)の場合の料金または17（使用電力量等の算定）(6)により精算する場合の精算額については次回の検針日とし、また、17（使用電力量等の算定）(4)の場合は、料金の算定期間の使用電力量または最大使用電力が協議によって定められた日といたします。

なお、17（使用電力量等の算定）(5)の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合は、消滅日に発生いたします。ただし、特別の事情があつて需給契約の消滅日以降に当該一般送配電事業者等から検針の結果を確認した場合は、その日に発生いたします。

(2) お客さまの料金は、次の場合を除き、支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日（以下「支払期日」といいます。）までに支払っていただきます。

なお、支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。

イ お客さまが、振り出し、もしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合

ロ お客さまが、破産、再生、会社更生、特別清算もしくはこれらに類する法的手続の申立てを受け、または自ら申立てを行なった場合

ハ お客さまが、強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合

ニ お客さまが、公租公課の滞納処分を受けた場合

(3) お客さまが(2)イからニまでのいずれかに該当する場合の支払期日は、次のとおりといたします。

イ お客様が(2)イからニまでのいずれかに該当することとなった日までに支払義務が発生した料金で、かつ、当社への支払いがなされていない料金（支払期日を経過していない料金に限ります。）については、お客様が(2)イからニまでのいずれかに該当することとなった日を支払期日といたします。ただし、お客様が(2)イからニまでのいずれかに該当することとなった日が支払義務発生日から7日を経過していない料金については、支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日といたします。

ロ お客様が(2)イからニまでのいずれかに該当することとなった日の翌日以降に支払義務が発生する料金については、支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日といたします。

(4) お客様が(2)イからニまでに該当する事由を解消された場合には、当社に申し出ていただきます。この場合、その事由が解消された日以降に支払義務が発生する料金については、お客様がその事由に該当しなかったものとみなします。

(5) 複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客さまで、それぞれの需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払うことを希望される場合は、当社との協議によって一括して支払うことができます。この場合のそれぞれの料金の支払期日は、(2)にかかわらず、それぞれの料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払期日といたします。

21 料金その他の支払方法

(1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は、次によります。

イ お客様が指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り

替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

この場合、料金の口座振替日は20（料金の支払義務および支払期日）(2)にかかわらず、当社の指定した日といたします。

ただし、20（料金の支払義務および支払期日）(2)イからニまでに該当する場合、この支払方法は適用いたしません。

- ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。
 - ハ お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。
 - ニ 当社が請求情報および支払方法をお客さまの携帯電話番号へショートメッセージを送信する方法等によりお客さまに通知し、お客さまが通知された支払方法によって料金を支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。
- (2) お客さまが料金を(1)イ、ロ、ハまたはニにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。
- イ (1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。
 - ロ (1)ロにより支払われる場合は、料金がその金融機関等に払い込まれたとき。
 - ハ (1)ハにより支払われる場合は、料金がそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。
 - ニ (1)ニにより支払われる場合は、お客さまが当社の通知した支払方法による支払い手続きを完了したとき。
- (3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特

別措置法にもとづく債権回収会社または弁護士法にもとづく弁護士法人（以下「債権回収会社等」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社等が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社等が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

- (4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。
- (5) 15（検針日）(6)の場合、需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は、需給開始の直後の検針日から次の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。
- (6) お客さまが料金を(1)イにより支払われ、かつ、支払いがなされたことを通知する書面を希望される場合、当社は、書面発行手数料として、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載する金額を、原則として、当社が書面を発行した直後に支払義務が発生する料金とあわせて申し受けます。
- (7) お客さまが料金を(1)ロにより支払われる場合、当社は、書面発行手数料として、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載する金額を、原則として、その月の料金とあわせて申し受けます。
- (8) 料金については、当社は、お客さまが希望される場合には、あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。

なお、当社は、前受金について利息を付しません。

22 延 滞 利 息

- (1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、料金を21（料金その他の支払方法）(1)イにより支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客

さまが指定する口座から引き落とされたとき、または料金を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は、この限りではありません。

- (2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。

なお、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

- (3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

23 保 証 金

- (1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合

ロ 新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。

- (イ) 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合

- (ロ) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場

合

(2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、
操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。

(3) 当社は、保証金の預かり期間を2年以内で設定いたします。

なお、(4)により保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて2年以内の預かり期間を設定いたします。

(4) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。この場合、その残額をお返しいたします。また、当社は、あらためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。

(5) 当社は、保証金について利息を付しません。

(6) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても、需給契約が消滅した場合には、保証金をお返しいたします。

IV 使用および供給

24 適正契約の保持

当社は、お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

25 力率の保持

- (1) 需要場所の負荷の力率は、託送約款等に定めるところにより、原則として、電灯契約のお客さまについては90パーセント以上、その他のお客さまについては85パーセント以上に保持していただきます。
- (2) 進相用コンデンサは、託送約款等に定めるところにより、取り付けていただきます。

26 需要場所への立入りによる業務の実施

- (1) 当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

イ 不正な電気の使用の防止等に必要、お客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認

ロ その他この電気供給条件および需給契約条件によって、需給契約の成立、変更または終了等に必要業務

- (2) 当該一般送配電事業者等は、託送約款等に定めるところにより、お客

さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入ることがあります。
この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施
することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたし
ます。

27 電気の使用にともなうお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨
害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当該一般送配電事業
者等、当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もし
くは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因とな
る現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には、お客さま
の負担で、託送約款等に定めるところにより、必要な調整装置または保
護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合
には、お客さまの負担で、託送約款等に定めるところにより、当該一般
送配電事業者等が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、
これにより電気を使用していただきます。

イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合

ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合

- (2) お客さまが発電設備等を当該一般送配電事業者等の供給設備に電氣的
に接続して使用される場合は、(1)に準じて取り扱います。

28 供 給 の 停 止

- (1) お客さまが託送約款等に定める供給の停止の理由に該当する場合には、

託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

- (2) (1)によって電気の供給を停止する場合には、当該一般送配電事業者等は、当該一般送配電事業者等の供給設備またはお客さまの電気設備において、供給停止のための適当な処置を行います。

なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。

また、供給停止のための適当な処置を行なう場合には、当該一般送配電事業者等は、その旨を文書等によりお客さまにお知らせすることがあります。

29 供給停止の解除

28（供給の停止）によって当該一般送配電事業者等が電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには、託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、すみやかに電気の供給を再開いたします。

30 供給停止期間中の料金

28（供給の停止）によって当該一般送配電事業者等が電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を19（日割計算）により日割計算をして、料金を算定いたします。

31 違 約 金

- (1) お客さまが次のいずれかに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する

金額を，違約金として申し受けます。

イ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合

ロ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合

ハ 動力を使用する契約種別の場合で，変圧器，発電設備等を介して，
電灯または小型機器を使用されたとき。

(2) (1)の免れた金額は，この電気供給条件および需給契約条件に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と，不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。

(3) 不正に使用した期間が確認できない場合は，6月以内に当社が決定した期間といたします。

32 供給の中止または使用の制限もしくは中止

託送約款等に定めるところにより，当該一般送配電事業者等は，供給時間中に電気の供給を中止し，またはお客さまに電気の使用を制限し，もしくは中止していただくことがあります。

なお，当社は，この場合の料金の減額は行ないません。

33 損害賠償の免責

(1) 10（供給の開始）(1)によってあらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できなかった場合には，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。ただし，当社の責めとなる理由による場合は，この限りではありません。

(2) 32（供給の中止または使用の制限もしくは中止）によって電気の供給を中止し，または電気の使用を制限し，もしくは中止した場合には，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。ただし，当社の責めとなる理由による場合は，この限りではありません。

(3) お客さまが6（需給契約の申込み）(5)による措置を講じなかったこと

によって生じた損害については、当社は、その賠償の責めを負いません。

- (4) 28（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または39（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (5) 当社は、漏電その他の事故によってお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。ただし、当社の責めとなる理由による場合は、この限りではありません。

34 設 備 の 賠 償

- (1) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

イ 修理可能の場合

修 理 費

ロ 亡失または修理不可能の場合

帳簿価額と取替工費との合計額

- (2) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該一般送配電事業者等から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

V 契約の変更および終了

35 需給契約の変更

(1) お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

(2) (1)の場合、当社は、需給契約の変更内容について、書面の交付または電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。

なお、変更とならないその他の事項については、ご説明および書面の交付または電磁的方法等によるお知らせを省略することがあります。

36 名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合で、当社が承諾したときには、名義変更の手続きによることができます。この場合には、当社が文書による申出を必要とするときを除き、口頭、電話等により申し出ていただきます。

37 需給契約の消滅

(1) 需給契約は、次の場合を除き、契約期間満了の日の経過によって消滅いたします。

なお、この場合の需給契約の消滅日は契約期間満了の日の翌日といたします。

イ お客さまが、契約期間満了前に需給契約を廃止しようとされる場合は、次の場合を除き、廃止期日に需給契約は消滅するものといたします。

す。この場合には、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただき、当該一般送配電事業者等が、原則として、その廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行ないます。

(イ) 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

(ロ) 当社または当該一般送配電事業者等の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

ロ 39（解約等）によって、当社が需給契約を解約した場合は、解約日に需給契約は消滅するものといたします。

ハ 2（電気供給条件および需給契約条件の変更）(3)によりお客さまが契約を解約しようとする場合は、あらかじめ解約日を定めて、当社へ通知していただきます。この場合、需給契約はその解約日に消滅するものといたします。

(2) 当該一般送配電事業者等は、原則として、契約期間満了の日の翌日に需給を終了させるための適当な処置を行ないます。

38 需給開始後の需給契約の消滅または変更にもなう料金および工事費の精算

(1) 次の場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日に料金をお客さまに精算していただきます。ただし、当該一般送配電事業者等が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

イ お客さまが契約電流、契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加された後、1年に満たないでこれが消滅する場合には、それまでの期間の料金について、さかのぼって、新たに設定し、または増

加された契約電流，契約容量または契約電力分につき，供給約款の臨時電灯または臨時電力を適用して算定される料金（以下「臨時料金」といいます。）を適用いたします。この場合，臨時料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお，増加後に消滅する場合には，それぞれの使用電力量は，契約電流，契約容量または契約電力の増加分と残余分の比であん分したものといたします。

ロ お客さまが契約電流，契約容量または契約電力を新たに設定し，または増加された後，１年に満たないでこれを減少しようとする場合には，それまでの期間の料金について，さかのぼって，契約電流，契約容量または契約電力の減少分（増加後に減少される場合で，契約電流，契約容量または契約電力の減少分が契約電流，契約容量または契約電力の増加分を上回るときは，契約電流，契約容量または契約電力の増加分といたします。）につき，臨時料金を適用いたします。この場合，臨時料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお，それぞれの使用電力量は，契約電流，契約容量または契約電力の減少分（増加後に減少される場合で，契約電流，契約容量または契約電力の減少分が契約電流，契約容量または契約電力の増加分を上回るときは，契約電流，契約容量または契約電力の増加分といたします。）と残余分の比であん分したものといたします。

(2) (1)の場合で，当社が当該一般送配電事業者等から，託送約款等に定めるところにより，工事費等の精算に係る請求を受けた場合は，当社は，お客さまからその金額を申し受けます。

(3) 37（需給契約の消滅）(1)ハの場合，料金については，(1)にかかわらず精算いたしません。

(4) お客さまが当該一般送配電事業者等の供給設備を同一の使用形態で利用され，利用されてからの期間が１年以上になる場合には，１年以上利

用される契約電流，契約容量または契約電力に見合う部分については，
(2)にかかわらず精算いたしません。

なお，需給契約の消滅の日以降に1年以上にならないことが明らかになった場合で，当社が，当該一般送配電事業者等から，託送約款等に定めるところにより，請求を受けたときには，明らかになった日に(2)に準じて，当社は，お客さまからその金額を申し受けます。

39 解 約 等

- (1) 当社は，お客さまが次のいずれかに該当する場合には，需給契約を解約することがあります。

イ 28（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社または当該一般送配電事業者等の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合

ロ お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合

ハ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合

ニ この電気供給条件または需給契約条件によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息，保証金，違約金，工事費負担金その他この電気供給条件または需給契約条件から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

- (2) お客さまがその他この電気供給条件または需給契約条件に反した場合には，当社は，供給停止を経ずに需給契約を解約することがあります。

- (3) (1)および(2)の場合には，あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。

- (4) お客さまが，37（需給契約の消滅）(1)イによる通知をされないで，その需要場所から移転され，電気を使用されていないことが明らかな場合には，当社および当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処

置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。

40 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は，需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

VI 供給方法，工事および工事費の負担

41 供給方法および工事

- (1) 電気の需給地点は，当該一般送配電事業者等の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。
- (2) その他の供給方法および工事は，託送約款等に定めるところによるものといたします。

42 工事費負担金等の申受けおよび精算

- (1) 当社が，当該一般送配電事業者等から，託送約款等に定めるところにより，お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金，費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は，当社は，その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。
- (2) お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は，工事費負担金に関する必要な事項について，工事着手前に工事費負担金契約書を作成いたします。
- (3) 当社が，当該一般送配電事業者等から，託送約款等に定めるところにより，工事完成后，工事費負担金等の精算を受けた場合は，当社は，工事費負担金等をすみやかに精算するものといたします。
- (4) 託送約款等に定めるところにより，当社の負担で施設し，または取り付けることとされている設備等については，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設し，または取り付けていただきます。
- (5) お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取消しまたは変更される場合で，当社が当該一般送配電事業者等から，託送約款等に定めるところにより，費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは，当社は，その金額をお客さまから申し受けます。

VII 保 安

43 保 安 の 責 任

当該一般送配電事業者等は、託送約款等に定めるところにより、需給地点に至るまでの供給設備（当該一般送配電事業者等が所有権を有さない設備を除きます。）および計量器等需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物について、保安の責任を負います。

44 調 査

当該一般送配電事業者等は、法令および託送約款等に定めるところにより、お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。

45 調査に対するお客さまの協力

- (1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当該一般送配電事業者等または経済産業大臣の登録を受けた調査機関に通知していただきます。
- (2) 当該一般送配電事業者等が、託送約款等に定めるところにより、44（調査）により調査を行なうにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。

46 保安に対するお客さまの協力

- (1) 託送約款等に定めるところにより、次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当該一般送配電事業者等に通知していただきます。この場合には、当該一般送配電事業者等は、ただちに適当な処置をいたします。

イ お客さまが，引込線，計量器等その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

ロ お客さまが，お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり，それが当該一般送配電事業者等の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

- (2) お客さまが当該一般送配電事業者等の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備等を含みます。）の設置，変更または修繕工事をされる場合は，あらかじめその内容を当該一般送配電事業者等に通知していただきます。また，物件の設置，変更または修繕工事をされた後，その物件が当該一般送配電事業者等の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には，すみやかにその内容を当該一般送配電事業者等に通知していただきます。これらの場合において，保安上とくに必要があるときには，当該一般送配電事業者等は，お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

47 自家用電気工作物

お客さまの電気工作物のうち自家用電気工作物については，この電気供給条件のうち次のものは，適用いたしません。

- (1) 44（調査）
- (2) 45（調査に対するお客さまの協力）

附

則

附

則

(この電気供給条件の実施期日)

この電気供給条件は，2024年4月1日から実施いたします。

別 表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ電磁的方法等によりお知らせいたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときは、お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措

置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。)の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

2 燃 料 費 調 整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの
平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化
天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭
価格

$$\alpha = 0.0053$$

$$\beta = 0.1861$$

$$\gamma = 1.0757$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,400 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (27,400 \text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,400 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 27,400 \text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する次の燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

平均燃料価格算定期間	燃 料 費 調 整 単 価 適 用 期 間
毎年 1 月 1 日 から 3 月 31 日 までの 期 間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日 の前日までの期間
毎年 2 月 1 日 から 4 月 30 日 までの 期 間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日 の前日までの期間
毎年 3 月 1 日 から 5 月 31 日 までの 期 間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日 の前日までの期間
毎年 4 月 1 日 から 6 月 30 日 までの 期 間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日 の前日までの期間
毎年 5 月 1 日 から 7 月 31 日 までの 期 間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日 の前日までの期間
毎年 6 月 1 日 から 8 月 31 日 までの 期 間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日 の前日までの期間
毎年 7 月 1 日 から 9 月 30 日 までの 期 間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日 の前日までの期間
毎年 8 月 1 日 から 10 月 31 日 までの 期 間	その年の 12 月の検針日から翌年の 1 月の 検針日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日 から 11 月 30 日 までの 期 間	翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の 前日までの期間
毎年 10 月 1 日 から 12 月 31 日 までの 期 間	翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の 前日までの期間
毎年 11 月 1 日から翌年 の 1 月 31 日 までの 期 間	翌年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の 前日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年 の 2 月 28 日 までの 期 間 (翌年が閏年となる場 合は、翌年の 2 月 29 日 までの期間)	翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の 前日までの期間

ニ 燃 料 費 調 整 額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基 準 単 価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	1 3 銭 6 厘
-------------	-----------

(3) 燃料費調整額の差引きまたは加算

電力量料金は、(1)イによって算定された平均燃料価格が 27,400 円を下

回る場合は、(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(4) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を電磁的方法等によりお知らせいたします。

3 離島ユニバーサルサービス調整

(1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

イ 離島平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 1.0000$$

$$\beta = 0.0000$$

$$\gamma = 0.0000$$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合

離島ユニバーサルサービス調整単価＝

$$(79,300\text{円} - \text{離島平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が79,300円を上回り、かつ、119,000円以下の場合

離島ユニバーサルサービス調整単価＝

$$(\text{離島平均燃料価格} - 79,300\text{円}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が119,000円を上回る場合

離島平均燃料価格は、119,000円といたします。

離島ユニバーサルサービス調整単価＝

$$(119,000\text{円} - 79,300\text{円}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$$

ハ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定

期間に対応する次の離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス 調整単価適用期間
毎年1月1日から 3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の 前日までの期間
毎年2月1日から 4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の 前日までの期間
毎年3月1日から 5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の 前日までの期間
毎年4月1日から 6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の 前日までの期間
毎年5月1日から 7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の 前日までの期間
毎年6月1日から 8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の 前日までの期間
毎年7月1日から 9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の 前日までの期間
毎年8月1日から 10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の 検針日の前日までの期間
毎年9月1日から 11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の 前日までの期間
毎年10月1日から 12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の 前日までの期間
毎年11月1日から翌年 の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の 前日までの期間
毎年12月1日から翌年 の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場 合は、翌年の2月29日 までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検針日の 前日までの期間

ニ 離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量に口によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

(2) 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

(3) 離島ユニバーサルサービス調整額の差引きまたは加算

電力量料金は、(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとしたします。

(4) 離島ユニバーサルサービス調整単価等のお知らせ

当社は、(1)イの各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を電磁的方法等によりお知らせいたします。

4 契約負荷設備の総容量の算定

(1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。

イ 電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

ロ 電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量（入力）に、電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次の(2)によって算定した値を加えたものとしたします。

(2) 差込口に接続される電気機器の容量が確定していない場合は、次によって算定された値を、契約負荷設備の総容量といたします。

イ 住宅、アパート、寮、病院、学校および寺院

1 差込口につき 50ボルトアンペア

ロ イ 以外 の 場 合

1 差込口につき 100ボルトアンペア

5 負荷設備の入力換算容量

(1) 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次のイ，ロ，ハおよびニによります。

イ け い 光 灯

	換 算 容 量	
	入 力 (ボルトアンペア)	入 力 (ワット)
高 力 率 型	管灯の定格消費電力 (ワット) × 150パーセント	管灯の定格消費電力 (ワット) × 125パーセント
低 力 率 型	管灯の定格消費電力 (ワット) × 200パーセント	

ロ ネオン管灯

2次電圧(ボルト)	換 算 容 量		
	入 力 (ボルトアンペア)		入 力 (ワット)
	高 力 率 型	低 力 率 型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

ハ スリムラインランプ

管の長さ (ミリメートル)	換 算 容 量	
	入 力 (ボルトアンペア)	入 力 (ワット)
9 9 9 以下	4 0	4 0
1, 1 4 9 以下	6 0	6 0
1, 5 5 6 以下	7 0	7 0
1, 7 5 9 以下	8 0	8 0
2, 3 6 8 以下	1 0 0	1 0 0

ニ 水 銀 灯

出力 (ワット)	換 算 容 量		
	入 力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高 力 率 型	低 力 率 型	
4 0 以下	6 0	1 3 0	5 0
6 0 以下	8 0	1 7 0	7 0
8 0 以下	1 0 0	1 9 0	9 0
1 0 0 以下	1 5 0	2 0 0	1 3 0
1 2 5 以下	1 6 0	2 9 0	1 4 5
2 0 0 以下	2 5 0	4 0 0	2 3 0
2 5 0 以下	3 0 0	5 0 0	2 7 0
3 0 0 以下	3 5 0	5 5 0	3 2 5
4 0 0 以下	5 0 0	7 5 0	4 3 5
7 0 0 以下	8 0 0	1, 2 0 0	7 3 5
1, 0 0 0 以下	1, 2 0 0	1, 7 5 0	1, 0 0 5

(2) 誘導電動機

イ 単相誘導電動機

(イ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は、換算率100.0パーセントを乗じたものといたします。

(ロ) 出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。

出力（ワット）	換 算 容 量		
	入 力（ボルトアンペア）		入 力（ワット）
	高力率型	低力率型	
35以下	—	160	出力（ワット） ×133.0パーセント
45以下	—	180	
65以下	—	230	
100以下	250	350	
200以下	400	550	
400以下	600	850	
550以下	900	1,200	
750以下	1,000	1,400	

ロ 3相誘導電動機

換算容量（入力〔キロワット〕）
出力（馬力） × 93.3パーセント
出力（キロワット） × 125.0パーセント

(3) レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。

なお、レントゲン装置が2以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか

大きい換算容量といたします。

装置種別 〔携帯型および 移動型を含みます。〕	最高定格管電圧 (キロボルトピーク)	管電流 (短時間定格電流) (ミリアンペア)	換算容量(入力) (キロボルトアンペア)
治療用装置			定格1次最大入力(キロボルトアンペア)の値といたします。
診察用装置	95キロボルトピーク以下	20ミリアンペア以下	1
		20ミリアンペア超過 30ミリアンペア以下	1.5
		30ミリアンペア超過 50ミリアンペア以下	2
		50ミリアンペア超過 100ミリアンペア以下	3
		100ミリアンペア超過 200ミリアンペア以下	4
		200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下	5
		300ミリアンペア超過 500ミリアンペア以下	7.5
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	10
	95キロボルトピーク超過 100キロボルトピーク以下	200ミリアンペア以下	5
		200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下	6
		300ミリアンペア超過 500ミリアンペア以下	8
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	13.5
	100キロボルトピーク超過 125キロボルトピーク以下	500ミリアンペア以下	9.5
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	16
	125キロボルトピーク超過 150キロボルトピーク以下	500ミリアンペア以下	11
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	19.5
蓄電器放電式 診察用装置	コンデンサ容量 0.75マイクロファラッド以下		1
	0.75マイクロファラッド超過 1.5マイクロファラッド以下		2
	1.5マイクロファラッド超過 3マイクロファラッド以下		3

(4) 電 気 溶 接 機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

イ 日本産業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合

$$\text{入力（キロワット）} = \text{最大定格 1 次入力（キロボルトアンペア）} \times 70 \text{ パーセント}$$

ロ イ 以外 の 場 合

$$\text{入力（キロワット）} = \text{実測した 1 次入力（キロボルトアンペア）} \times 70 \text{ パーセント}$$

(5) そ の 他

イ (1), (2), (3)および(4)によることが不相当と認められる電気機器の換算容量（入力）は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量（入力）とすることがあります。

ロ 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて 1 契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。

ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

6 契約電力等の算定方法

契約主開閉器で契約する場合の契約容量または契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率（100パーセントといたします。）を乗じます。

(1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧（ボルト）} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。

- (2) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$

7 日割計算の基本算式

- (1) 基本料金を日割りする場合の日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ただし、18（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は、 } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

- (2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)にいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

消滅日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

- (3) 17（使用電力量等の算定）(5)の場合は、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅したときの(1)にいう検針期間の日数は、(2)に準ずるものといたします。この場合、(2)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日とし、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日は、消滅日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検

針日といたします。

- (4) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)にいう暦日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

- (5) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、(1)の日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。